

義援金受領証明書

金 33,576 円

ただし、平成28年鳥取県中部地震災害義援金として

この義援金は、所得税法第78条第2項第一号及び法人税法第37条第3項第一号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第一号及び同法第314条の7第1項第一号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

平成28年12月14日

智頭農林高校 濱崎 公嗣 様

鳥取県知事 平井 伸治

